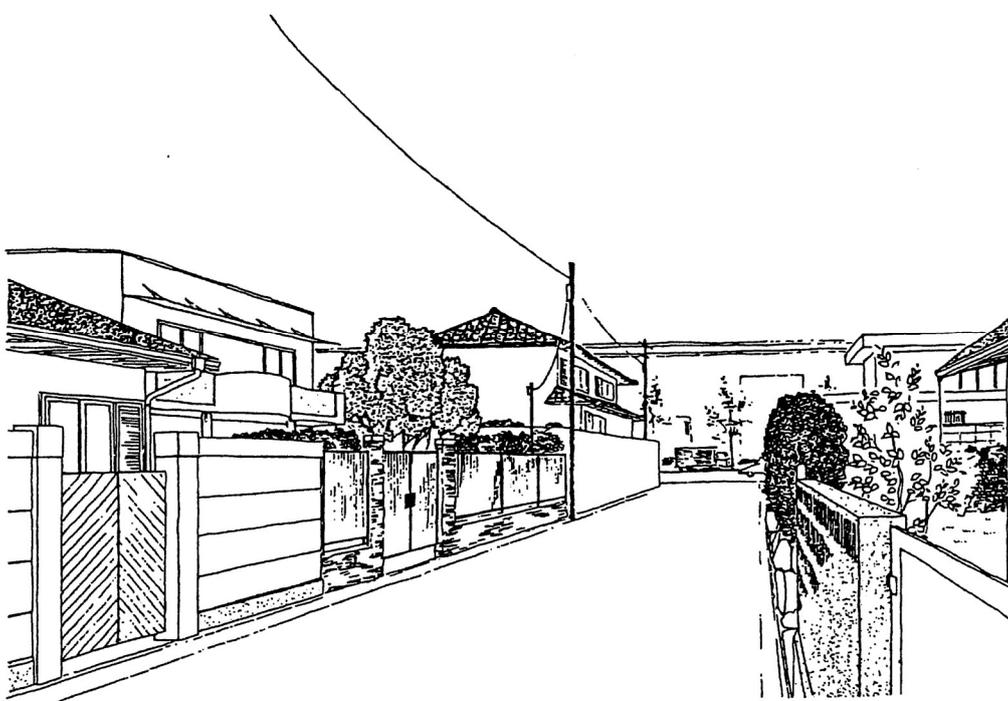


建築基準法による 道路位置指定の手引き (和歌山市道路位置指定取扱要領)



令和3年4月

和歌山市都市建設局
都市計画部建築指導課

建築基準法による道路位置指定の手引き

目 次

I	和歌山市道路位置指定取扱要領	1
II	技術基準図解	
	1. 道路延長	3
	2. 転回広場	8
	3. 隅切り	11
	4. 道路の幅員	14
	5. その他	15
III	道路構造物、排水施設、擁壁等	
	1. 道路側溝	16
	2. 排水路の流量計算	19
	3. マンホール	20
	4. 排水施設	21
	5. 道路横断図	25
	6. 擁壁	26
IV	申請方法	
	1. 位置の指定の申請	28
	2. 申請フロー	29
	3. 申請添付書類	30
	4. 道路位置指定の変更又は廃止	34
V	様式	35

和歌山市道路位置指定取扱要領

第1章（総則）

（目的）

1. この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づいて道路の位置指定を行うことについて、その具体的な基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

（道路の配置設計の原則）

2. 位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）はその道路に接して敷地となる区域の規模、形状、地形及び周辺の状況並びに予定建築物の用途及び配置等について関係法令のほか、この基準に定めるところに従い設置させるものとする。また、新たに道路となることによって、隣接する既存建築物等が、建蔽率・道路斜線等の規定に抵触することのないように計画するものとする。

第2章（技術基準）

（接続道路）

1. 指定道路は、その両端を他の道路（法第42条に規定する道路をいう。以下この基準において同じ。）に接続しなければならない。ただし、同章2については袋路状道路とすることが出来る。

（袋路状道路）

2. （1） 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。（3）において同じ。）が3.5m以下の場合。
（2） 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合。
（3） 延長が3.5mを超える場合で、終端及び区間3.5m以内ごとに国土交通大臣の定める基準（昭和45年12月28日建設省告示第1837号）に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。
（4） 幅員が6m以上の場合。
（5） （1）から（4）までに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合。

（指定道路の隅切り）

3. 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。

（指定道路の構造）

4. （1） 指定道路の縦断勾配は9パーセント以下となるよう計画するものとし、地形等によりやむを得ないと認められる場合には小区間（3.5m内外）に限り12パーセント以下とすることができる。なお縦断勾配が9パーセントを超える指定道路には転回広場を設けないようにすること。

- (2) 指定道路が他の道路に接続する部分及び指定道路が相互に交差する部分の縦断勾配をゆるやかにすること。
- (3) 指定道路は原則として舗装するものとする。ただし、充分転圧のうえ砂利敷、その他ぬかるみのない安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造を有し、かつ適当な横断勾配が附されている場合は、この限りではない。
- (4) 指定道路は当該指定道路及びこれに接する敷地の排水に必要な機能をもつ側溝、又は街渠を設けなければならないものとする。
- (5) 排水施設の形状及び断面、排水溝の断面は地域の降雨量、その他排水を総合して定めるものとする。

(指定道路の幅員)

5. 指定道路の幅員は、最小有効 4mを確保することとし、道路は工作物で道路以外の土地と明確に区画すること。

(排水施設の末端)

6. 側溝及び下水管等の排水施設については、周辺の状況により判断して周辺に溢水の起こらない措置を講じなければならない。

(指定道路及び隅切り内の突起物)

7. (1) 指定道路及び隅切り内に突起建築物等がある場合には、除却しない限り位置指定は行われないものとする。

(2) 指定道路及び隅切り内には、原則、電柱、ガードレール等を設置してはならない。ただし、通行上支障がない場合又は安全確保のため設ける場合はこの限りでない。

(安全施設)

8. (1) 指定道路が屈曲、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれのある箇所、又は落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所には、ガードレール、柵、擁壁等の適切な防護施設を設けなければならない。

(2) 見通しの悪い交差点、又は曲線部で市長が必要であると認める箇所にはカーブミラーを設置すること。

(附則)

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 15 年 7 月 16 日一部改正)

附則 (平成 17 年 10 月 1 日一部改正)

附則 (平成 19 年 10 月 1 日一部改正)

附則 (平成 30 年 10 月 1 日一部改正)

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

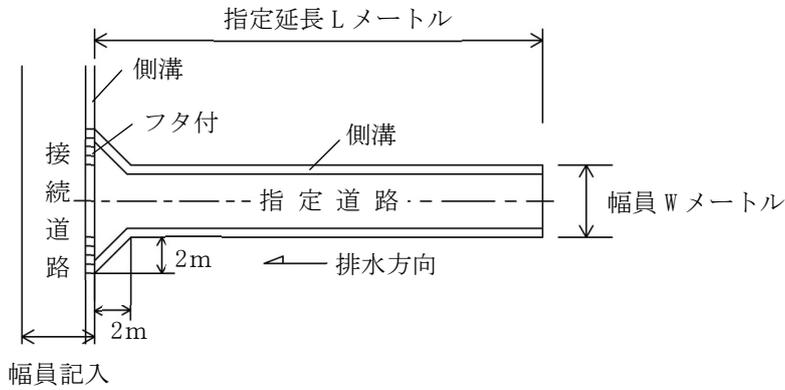
※道路位置指定に関連する法令

1. 法第 42 条第 1 項第 5 号 (道路の位置の指定)
2. 法施行令第 144 条の 4 (道に関する基準)
3. 法施行規則第 9 条 (道路の位置の指定の申請)
4. 法施行規則第 10 条 (道路の位置の指定の公告及び通知)
5. 和歌山市建築基準法施行細則

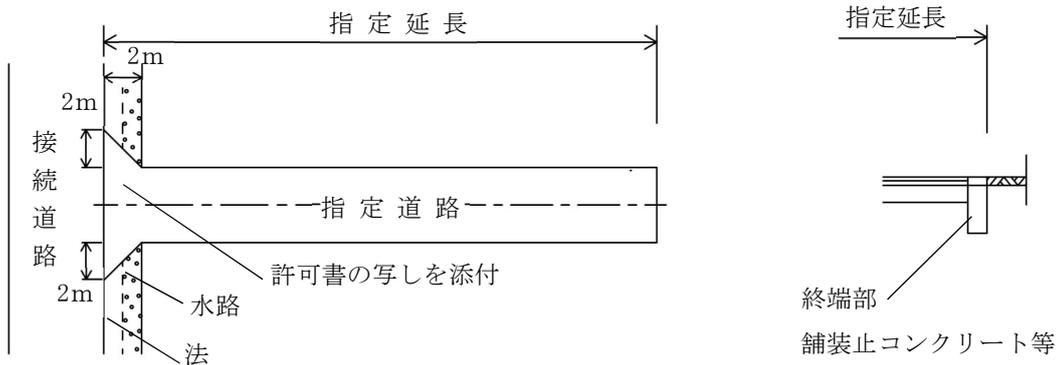
技術基準図解

1. 道路の延長

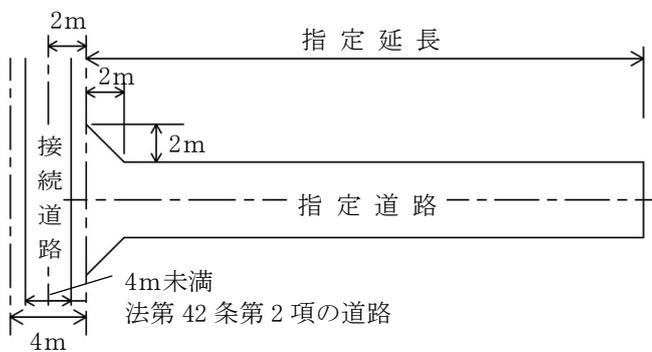
(1) 指定を受けようとする道路は法第42条の道路に接続するものでなければならない。



(2) 官地（水路、水路敷、里道敷等）を含む場合の延長は、官地部分も含むものとする。

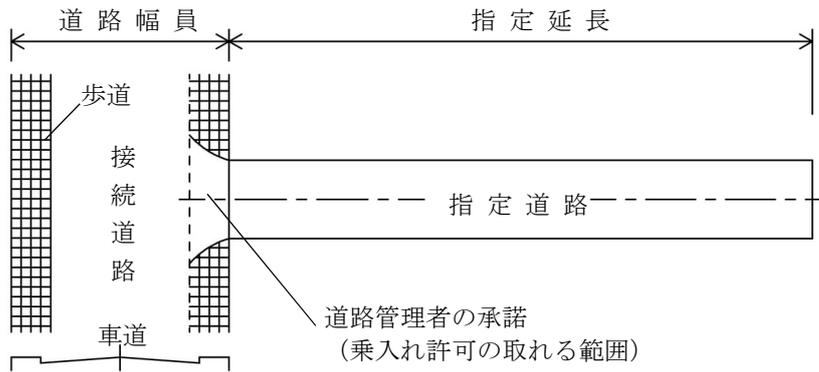


(3) 接続道路が4m未満の場合

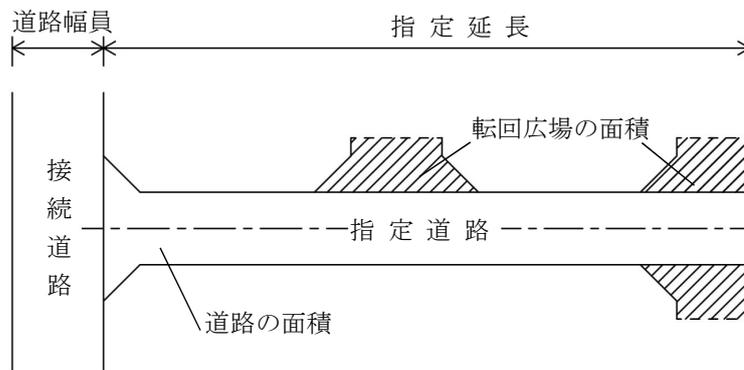


接続道路が法第42条第2項の規定に基づく4m未満の場合は、道路の中心より2mのセットバックをした線から隅切りをすること。又は反対側がけ地、川、線路敷地、その他これらに類するものがある場合は、その境界より4mのセットバックをした線から隅切りをすること。

(4) 歩道のある道路に接続する場合は、道路管理者の承諾を受けなければならない。



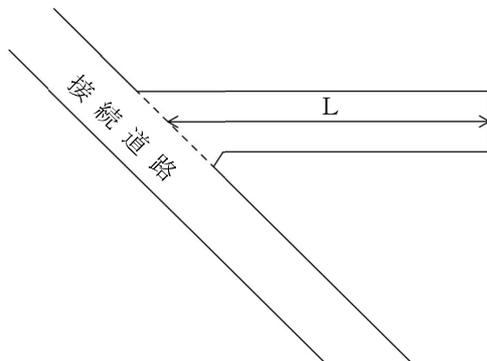
(5) 転回広場がある場合



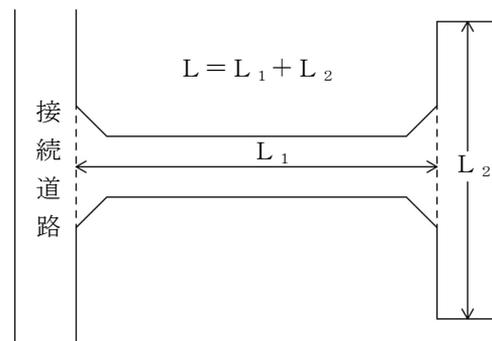
(6) 指定道路の終端は、境界コンクリート等で明確にすること。(幅 150 mm以上)

(7) 道路延長の測り方

① 延長は中心線



② 延長はすべて中心線

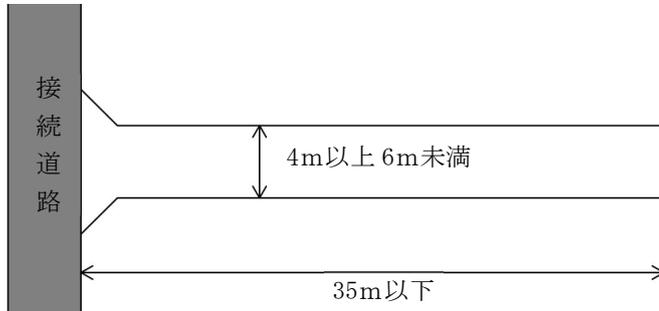


(8) 袋路状道路とすることができる場合

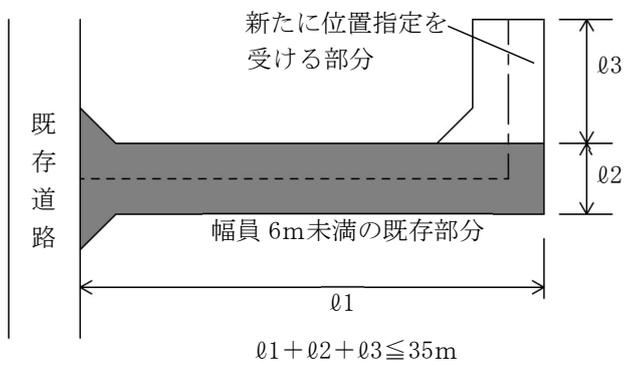
- ・ 既存道路が、公道まで通り抜けになっている場合、又は 6m 以上の幅員がある場合。

(ア) 延長が 35m 以内である場合

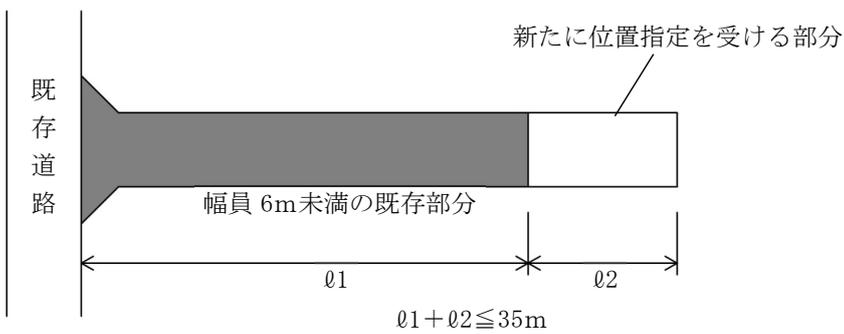
①



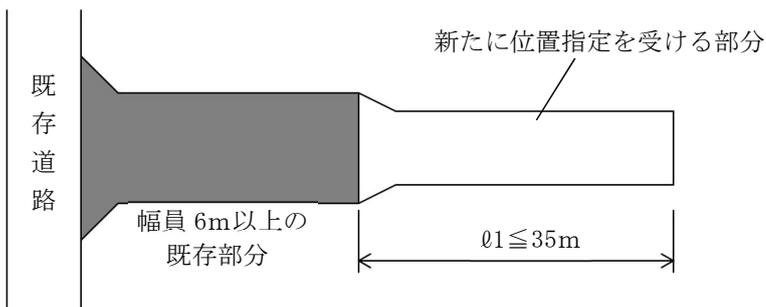
②



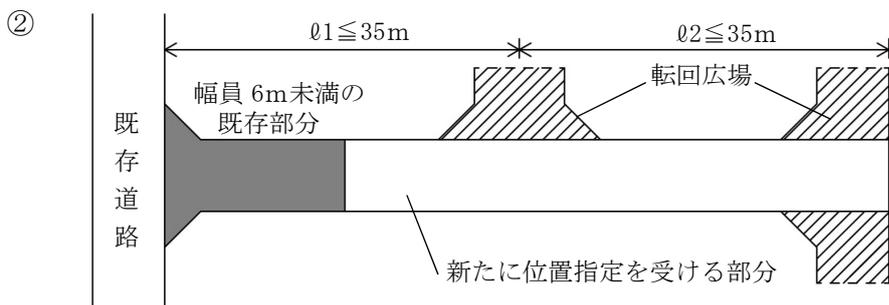
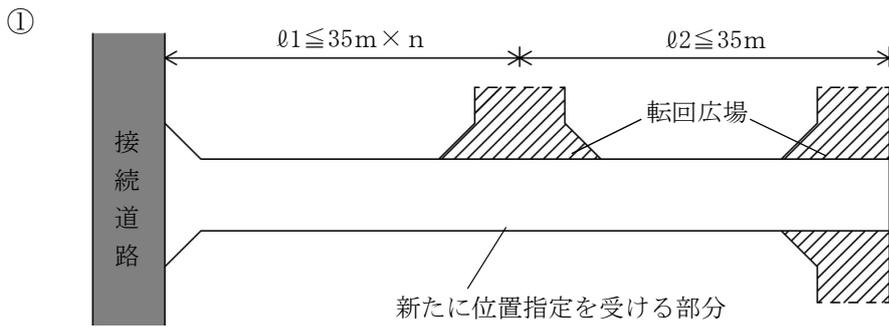
③



④

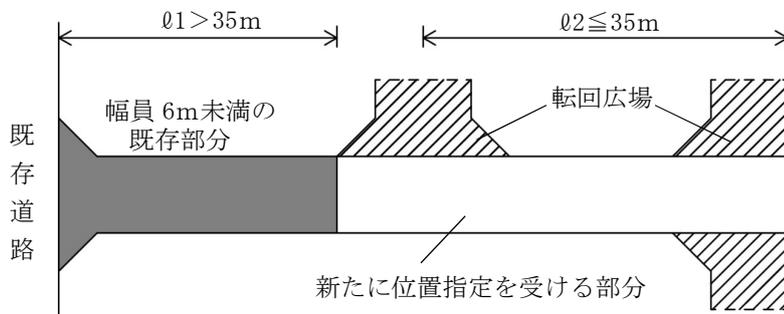


(イ) 延長が 35m を超える場合で、終端及び区間 35m 以内ごとに転回広場が設けられている場合

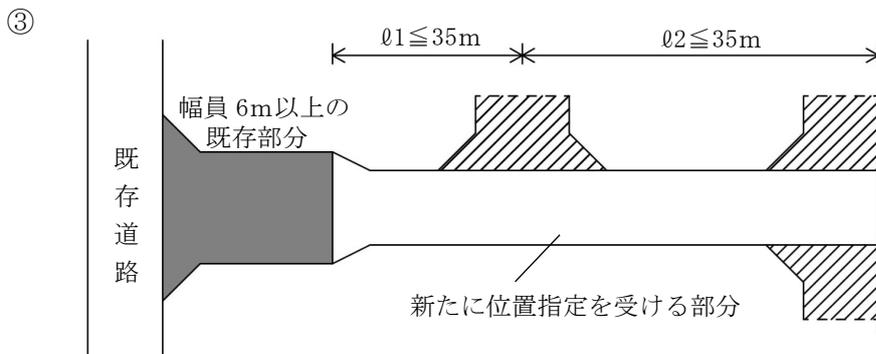


※幅員 6m 未満の既存の袋路状道路の延長が 35m を超えている場合

既存の袋路状道路に転回広場を設置する必要があるが、その設置が困難である場合は、築造する道路の起点付近に自動車の転回広場を設置すればよいものとする。

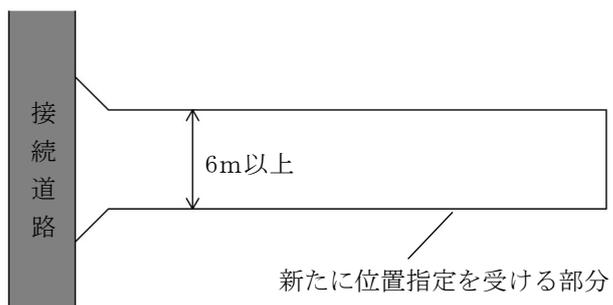


注) 困難な場合とは、既存部分に既に建築物が建ち並んでいる場合等をいう。

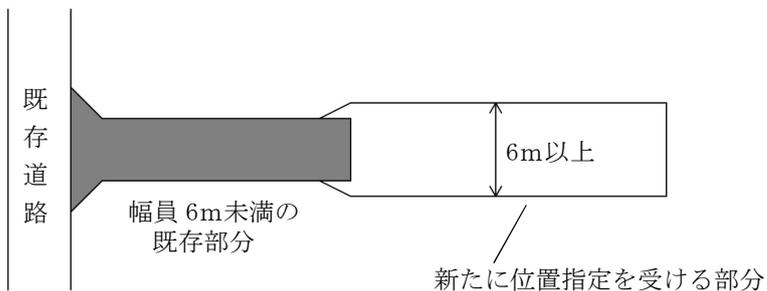


(ウ) 幅員が 6 m 以上の場合

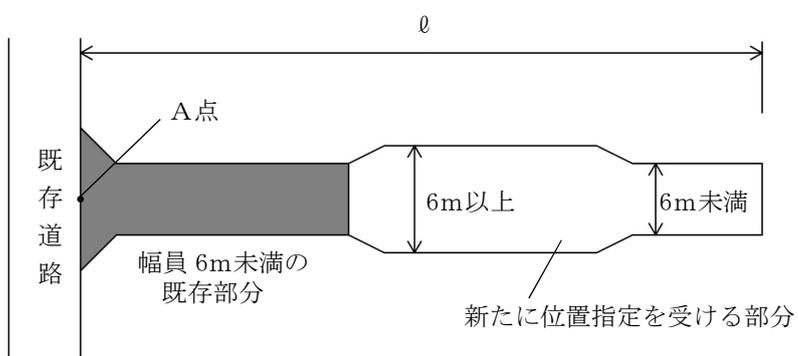
①



②



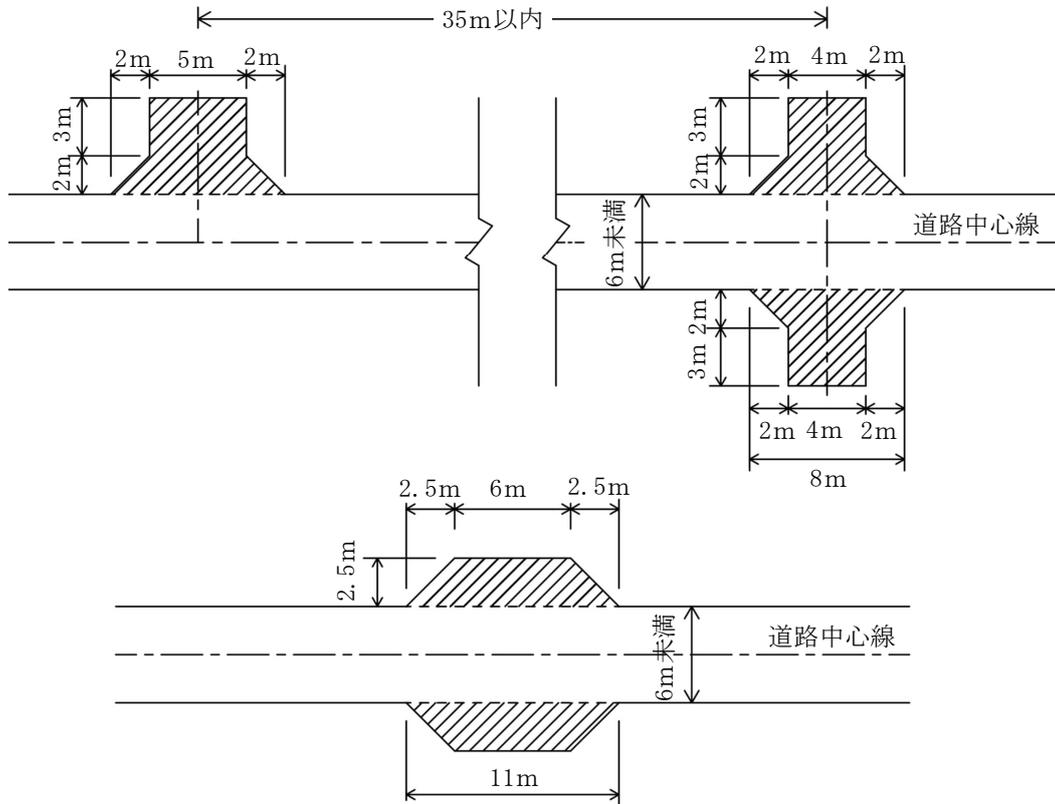
③



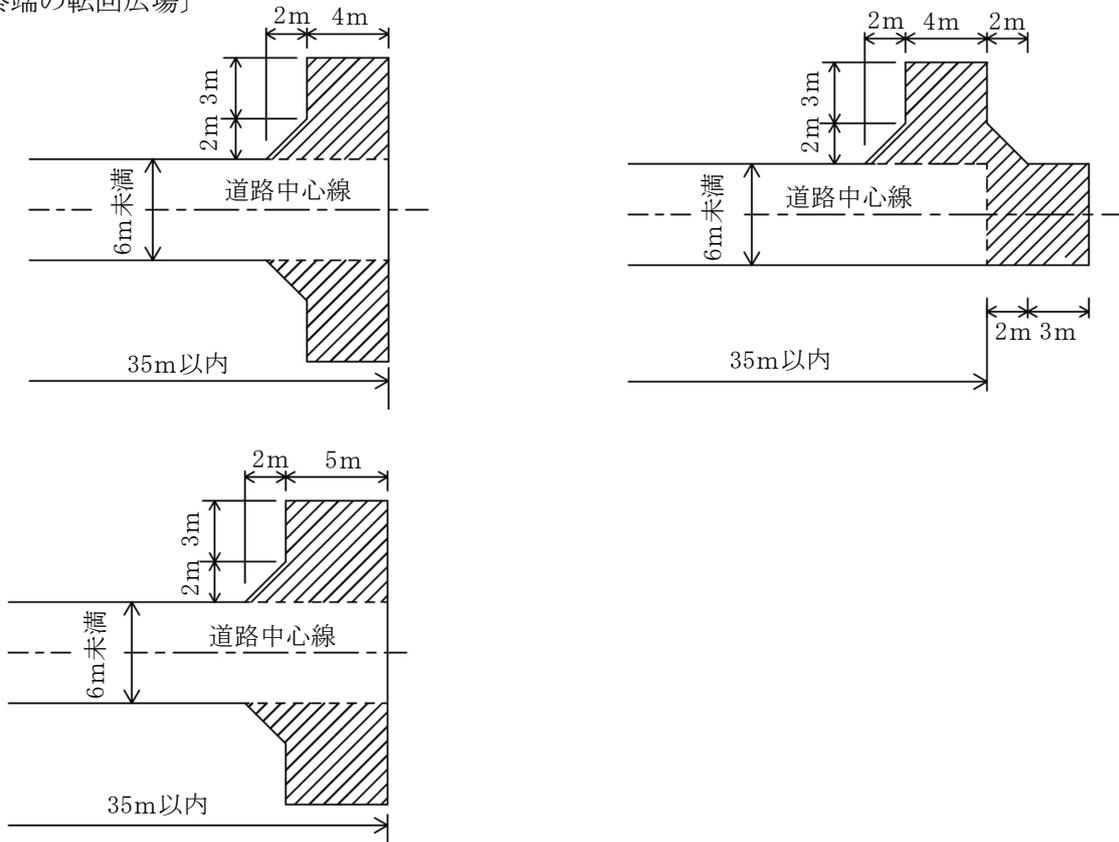
$l > 35\text{m}$ の場合、A 点が転回広場設置の始点となる。

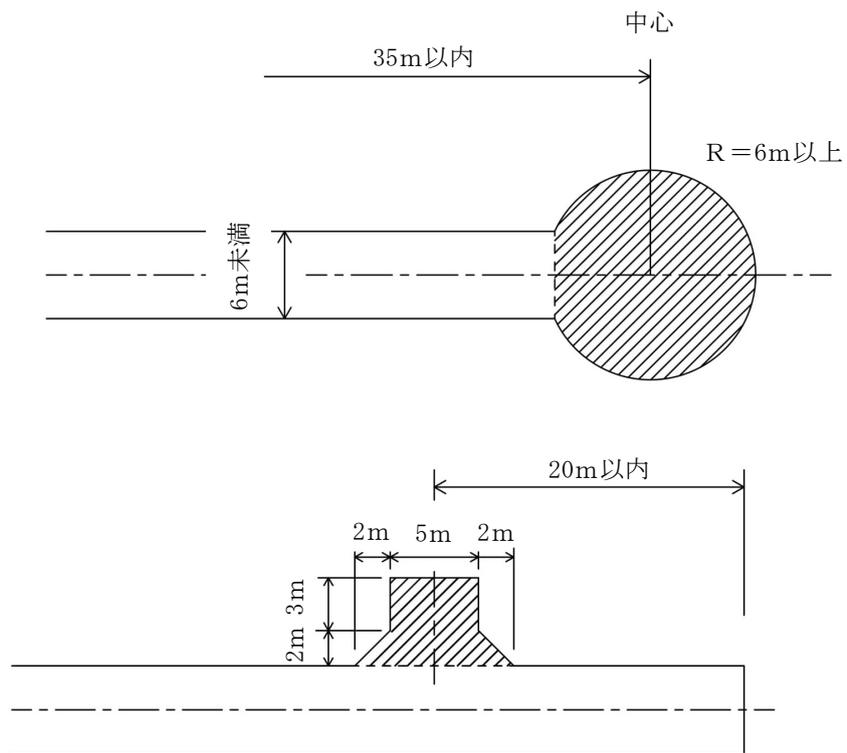
2. 転回広場

[35メートル区間の転回広場]

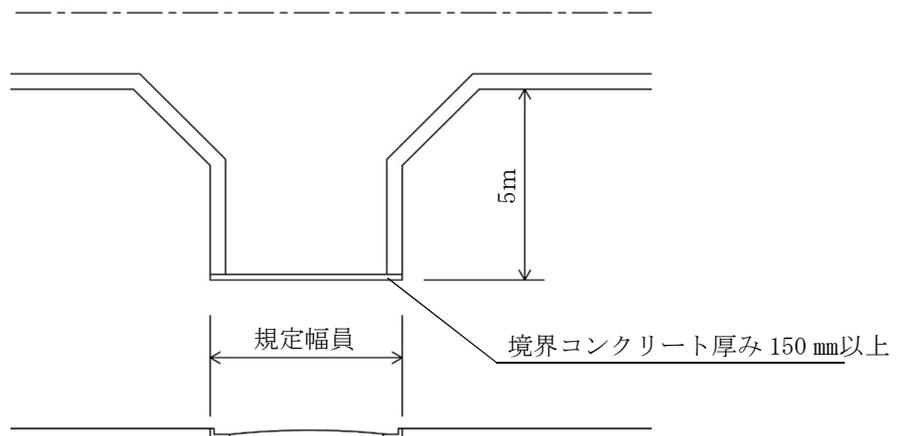


[終端の転回広場]

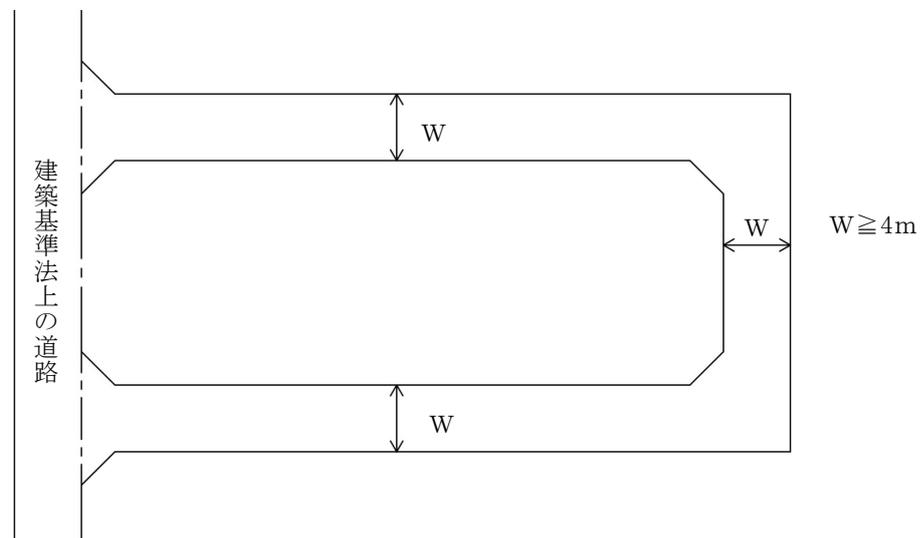
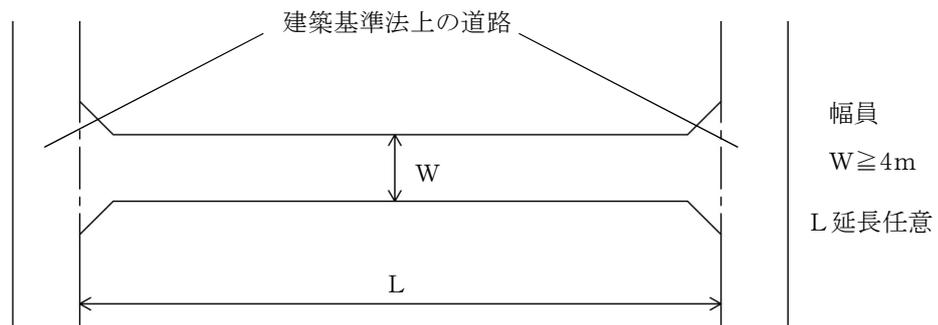




転回広場、有効幅員を確保すること。

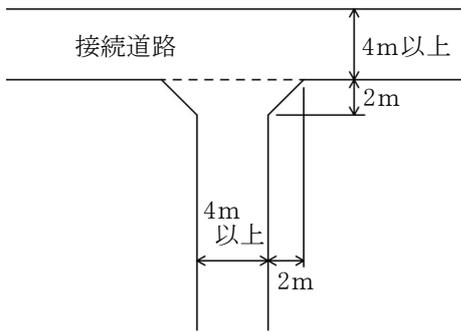


[転回広場不要の場合]

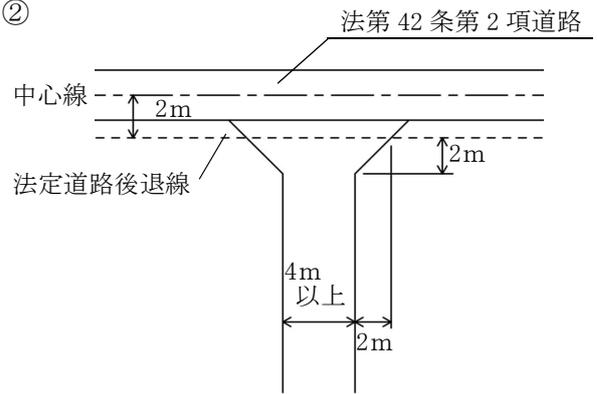


3. 隅切り

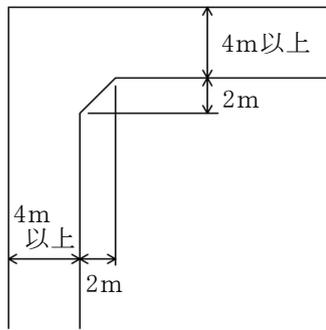
①



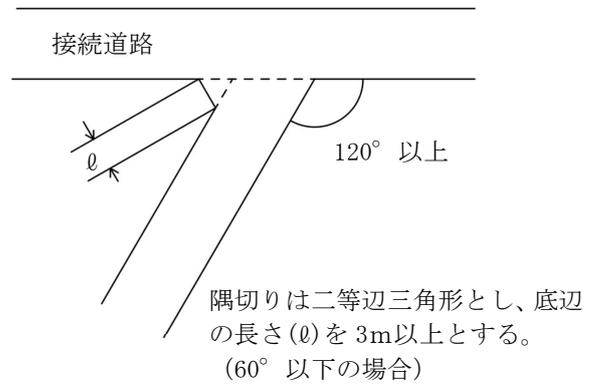
②



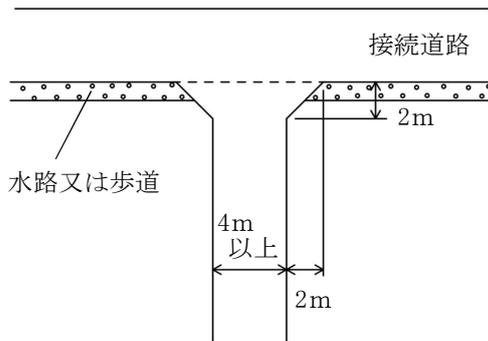
③



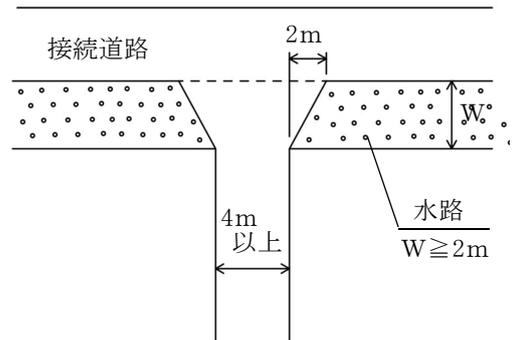
④



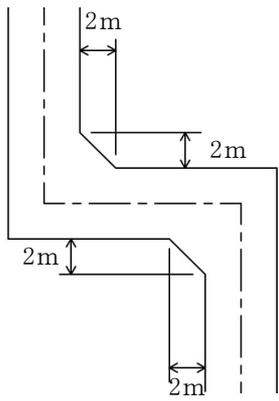
⑤



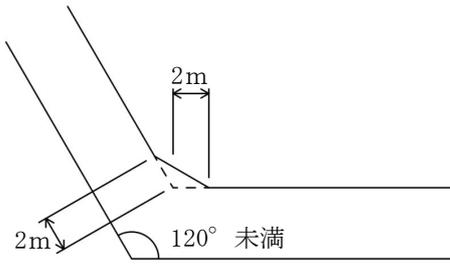
⑥



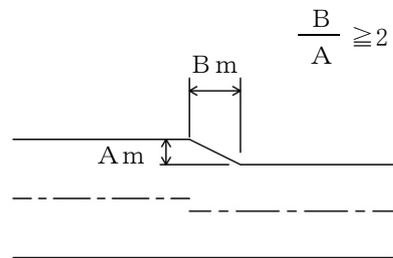
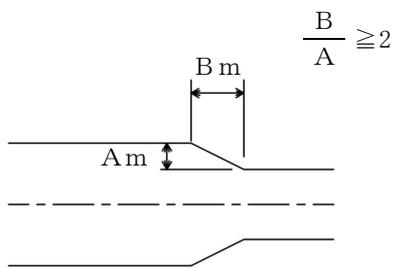
⑦



⑧



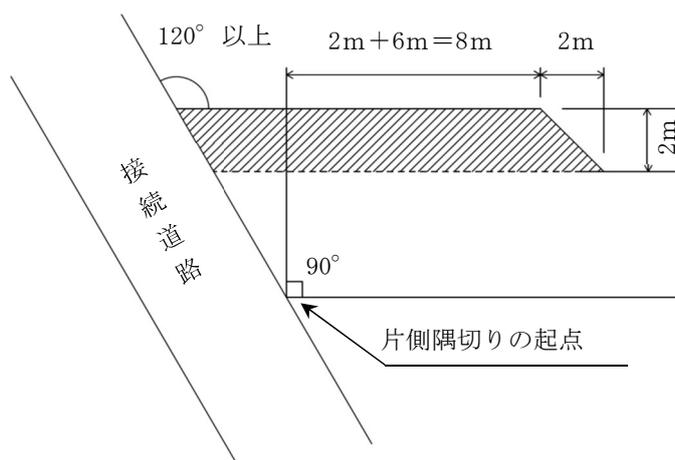
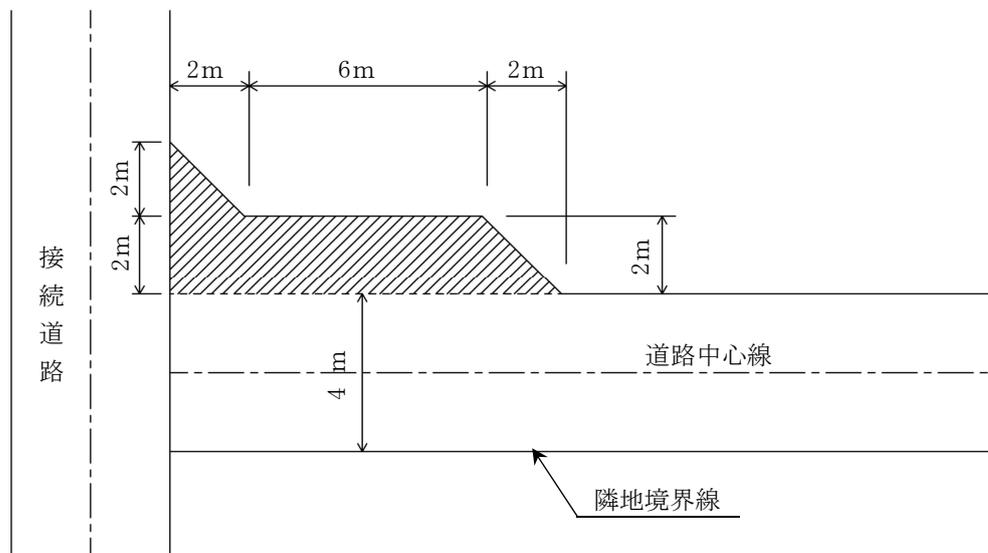
⑨ 原則として道路の中心を揃えること。



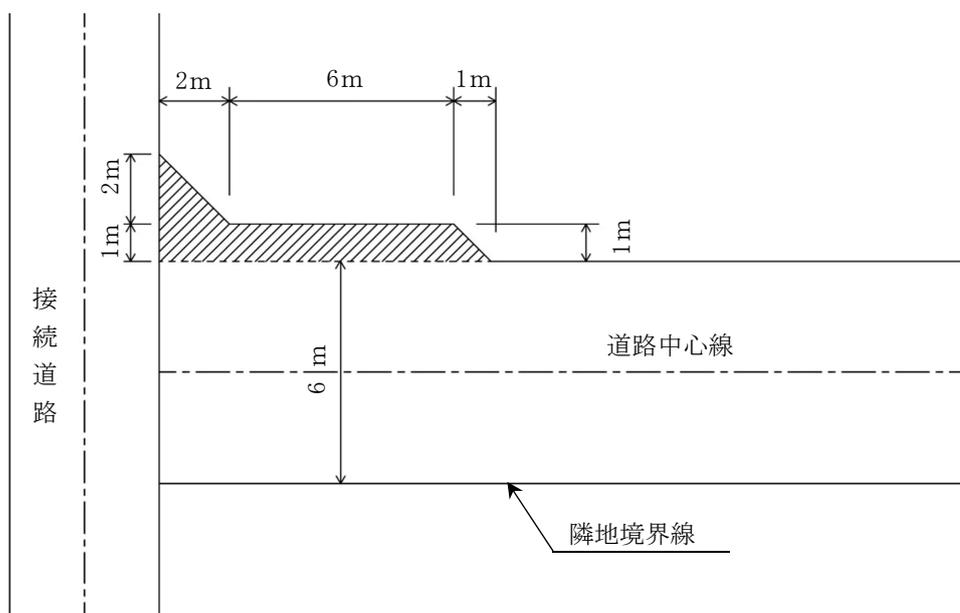
中心を揃えることが困難な場合

⑩ 片側隅切りの場合

[指定道路が 4m 以上 6m 未満の場合]



[指定道路が 6m 以上の場合]

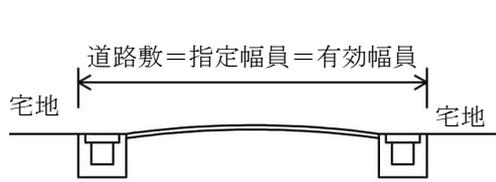


4. 道路の幅員

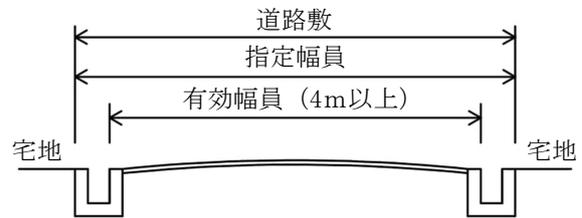
(1) 指定道路は、有効幅員 4m以上を確保すること。

(2) 道路の幅員は、次に掲げる図を標準とし、U型側溝に蓋を設置する場合は、有効幅員に含み、設置しない場合は有効幅員より除外する。

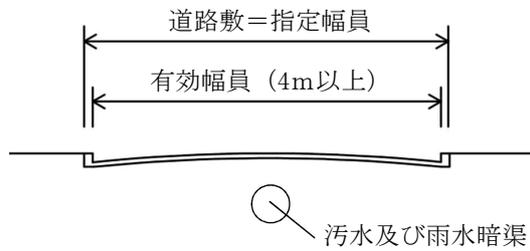
① U型側溝（蓋設置）の場合



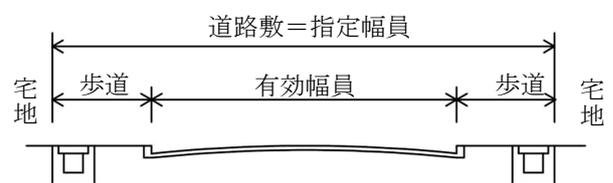
② U型側溝（蓋なし）の場合



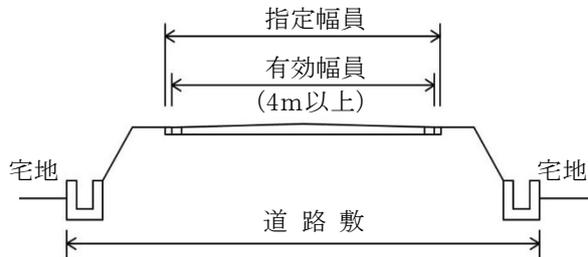
③ L型側溝の場合



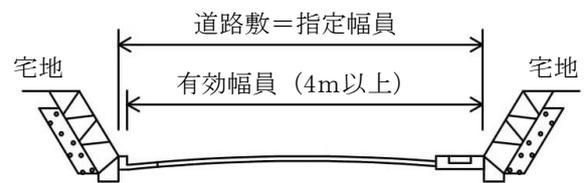
④ 歩車道分離の場合



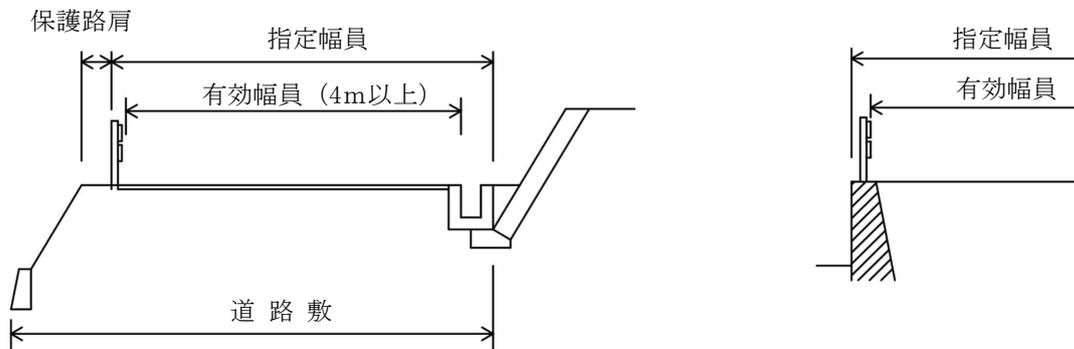
⑤ 盛土の場合



⑥ 切土の場合（L型側溝又はU型側溝蓋設置）

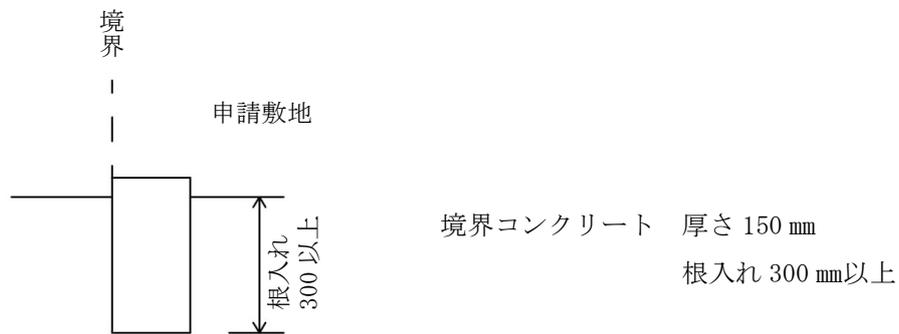


⑦ 防護柵を設ける場合

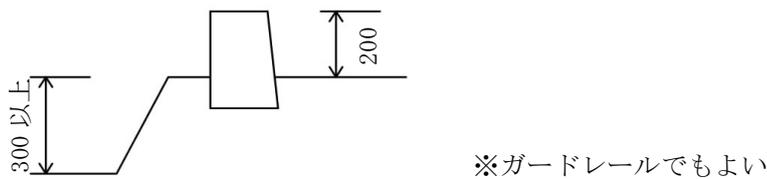


5. その他

- ① 申請敷地の境界部分は、はっきりと区別できる様に擁壁・道路側溝・境界コンクリートを施工すること。

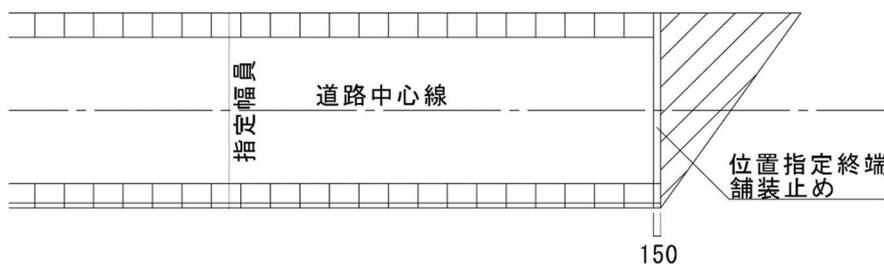
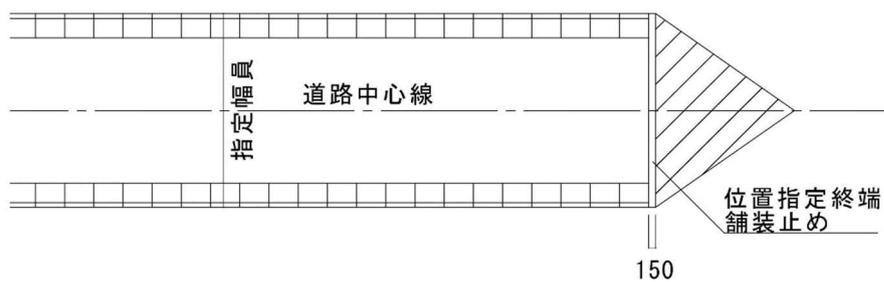


- ② 指定道路が申請地終端まで続き、隣接地との高低差が 30 cm 以上あれば、車止めを設けること。



- ③ 幅員 4 m 未満となる部分については、道路の指定はできない。

[指定終端の例]



参 考

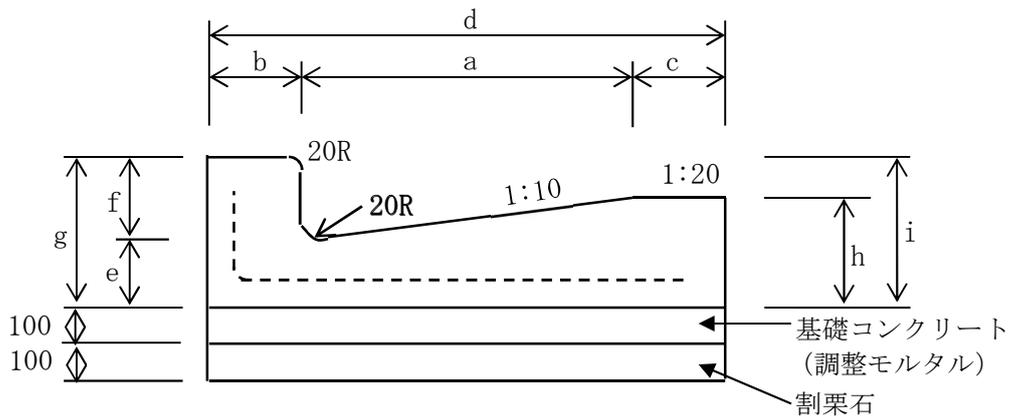
道路構造物、排水施設、擁壁等の工作物については次のとおりとする。なお、この要領に定めがない場合は、和歌山市「開発行為と宅地造成に関する工事の申請の手引き」による。

1. 道路側溝

① L型側溝

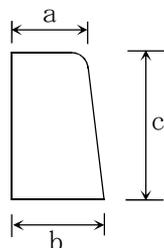
L型ブロック (JIS A 5306)

鉄筋コンクリートL型 250B 300 350 とする。



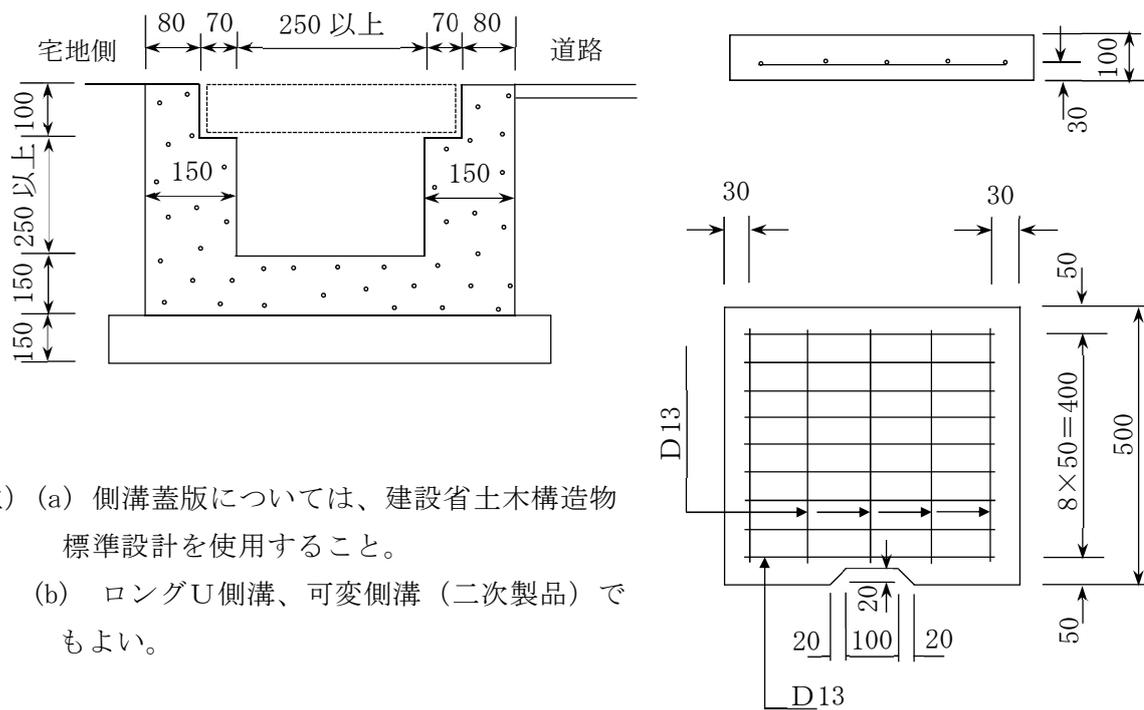
呼び名	寸 法 (mm)									
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	L
250B	250	100	100	450	55	50	105	80	85	600
300	300	100	100	500	55	50	105	85	90	600
350	350	100	100	550	55	50	105	90	95	600

② 道路境界ブロック



a	b	c
150mm	170mm	200mm
180mm	205mm	250mm
180mm	210mm	300mm

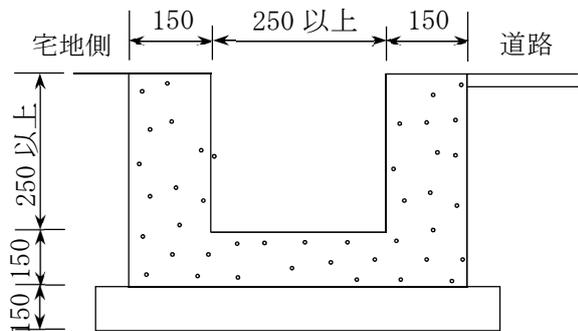
③ U型側溝（蓋付）



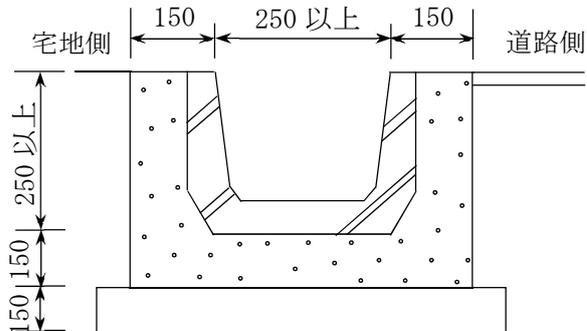
(注) (a) 側溝蓋版については、建設省土木構造物標準設計を使用すること。

(b) ロングU側溝、可変側溝（二次製品）でもよい。

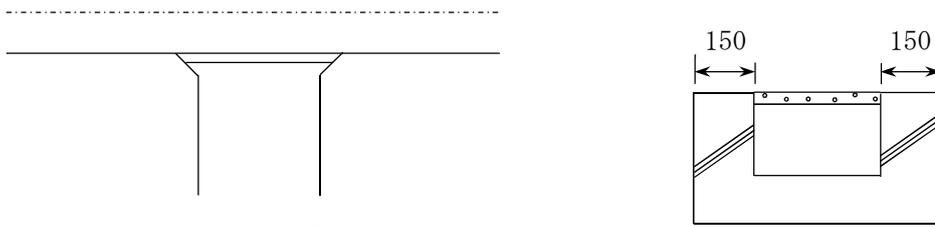
④ U型側溝（場所打の場合）



⑤ U型ブロック使用の場合



接続道路と指定道路との取合わせ部分には道路排水用側溝を設ける。



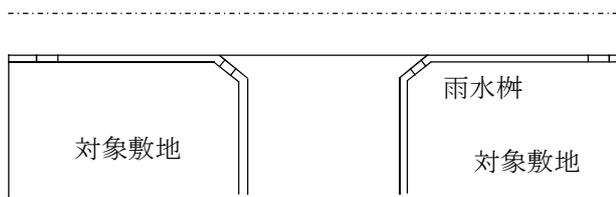
※側溝蓋 T-14t 以上の鋼製溝蓋を設置すること。

(例外)

(イ) 接続道路が高く、指定道路が奥にいくにしたがって勾配を付けた場合。

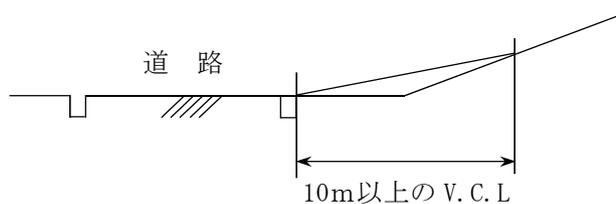
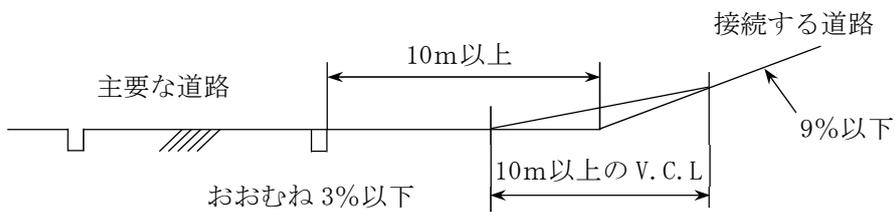


(ロ) 接続道路と、申請敷地との境界に排水施設を付けた場合。



(参考 1) 道路の取付

道路の取付部は水平区間及び V.C.L を設置すること。



2. 排水路の流量計算

① 流量計算は、クッターの公式を利用する。

(ただし、管渠の場合、円形管流量表を使用してもよい。)

$$Q = A \cdot \frac{N \cdot R}{\sqrt{R + D}}$$

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + (23 + \frac{0.00155}{I}) \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

Q = 流量 (m³/sec)

R = 径深 = $\frac{\text{流水の断面積}}{\text{流水の潤辺長}} = \frac{A}{P}$ (m)

V = 流速 (m/sec)

A = 流水の断面積 (m²)

D = 管径 = $(23 + \frac{0.00155}{I}) \cdot n$

n = 粗度係数

I = 水面勾配

N = $(23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}) \cdot \sqrt{I}$

ただし、n > 0.02 R > 4 m の場合は Manning 公式を採用する。

Manning 公式

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

② 計画雨水量の算定

・ピーク流量の算定は合理式 (ラショナル式) を用いる。

$$Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q … 計画雨水量 (m³/sec)

C … 流出係数

原則として 0.65 とする。

(下水道法第 4 条の規定による認可を受けた区域内においては、公共下水計画の数値を使用できる。)

I … 降雨強度 (mm/hr)

合理式における降雨強度公式には、タルボット型を使用する。

ただし、宅地造成等規制区域及び傾斜地 (15° 以上) においては、和歌山県管内確立降雨強度の算定 (県河川課資料) により、1/50 確立の適正值を採用する。

$$I = a / (t + b)$$

t : 降雨継続時間又は流達時間 (分)

a : 定数 a = 5,000

b : 定数 b = 40

$$t = t_1 + t_2$$

t₁ : 流入時間 t₁ = 7 分

t₂ : 流下時間 t₂ = 管延長 / 流速

A … 集水面積 (ha)

区域内の排水は、放流先の排水能力、利水の状況等を考慮して、区域内の排水を有効かつ適切に排出させるよう放流先の施設に接続しなければならない。なお、区域外の河川・水路等の能力不足により改修を必要とする場合は、原則として、排水可能な地点まで改修すること。

3. マンホール

- ① 配 置=マンホールは、管渠の方向、勾配、断面積、又は内法寸法の変化する箇所、段差の生じる箇所、及び管渠の合流する箇所に必ず設ける。
- ② マンホール間隔=最大間隔は管径の 120 倍以内かつ、50m 以下とする。
- ③ 副 管=段差 60 cm 以上の場合に受ける。
管径は時間最大汚水量の排除容量とする。
- ④ 種類及び構造=マンホールの種類は次の表による。
蓋は JIS A 5506 によるダクタイル鋳鉄蓋とし、側塊は JIS A 5317 による。
また、下部はコンクリート打ちとし、底部は管渠の状況に応じたインバートを設ける。
足掛金物は腐食に耐える材質を用いる。

標準マンホール

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
1 号マンホール	内径 90 cm 円形	管の起点及び 600 mm 以下の管の中間点並びに内径 450 mm までの管の会合点
2 号マンホール	内径 120 cm 円形	内径 900 mm 以下の管の中間点及び内径 600 mm 以下の管の会合点
3 号マンホール	内径 150 cm 円形	内径 1,200 mm 以下の管の中間点及び内径 800 mm 以下の管の会合点
4 号マンホール	内法 180 cm 円形	内径 1,500 mm 以下の管の中間点及び内径 900 mm 以下の管の会合点
5 号マンホール	内法 210×120 cm 角形	内径 1,800 mm 以下の管の中間点
6 号マンホール	内法 260×120 cm 角形	内径 2,200 mm 以下の管の中間点
7 号マンホール	内法 300×120 cm 角形	内径 2,400 mm 以下の管の中間点

4. 排水施設

(1) 雨水樹

- ① 位置及び配置＝歩車道の区分のある場合はその境界とし、歩車道の区分のない場合は道路と民有地の境界付近に設ける。なお、路面排水の雨水樹設置間隔は、20m 以内とする。
- ② 構造＝雨水樹の深さは原則として 80～100 cm 程度とし、底部には深さ 15 cm 以上の泥留を設け、蓋はダクタイル鋳鉄製とする。

(2) 汚水樹

- ① 位置及び配置＝官民境界の民地に各戸毎に設ける。
- ② 構造＝汚水樹の深さは原則として 70～100 cm 程度とし、底部にはインバートを設け、蓋がダクタイル鋳鉄製密閉蓋とする。

(3) 取付け管

- ① 角度＝布設方向は本管に対し直角に敷設し、本管取付け部は、本管に対して 60 度以上 90 度以内とする。
- ② 勾配＝取付け管の勾配は 10‰以上とする。
- ③ 本管への取付け位置＝取付け管は、本管の中心線より上方に取付ける。
- ④ 管径＝最小管径は 150 mm とする。
- ⑤ 取付け部の構造＝本管へ取付け管を接続する場合は支管を用いる。
- ⑥ 材料＝鉄筋コンクリート管、ヒューム管、厚焼陶管、及び硬質塩化ビニール管を使用する。
- ⑦ マンホールへの取付け位置＝側塊より下部に取付ける。

(4) 排水施設の構造

① 管渠の内り

管渠の内りは 25 cm 以上とすること。暗渠についてはその断面を 25cm 以上とすること。



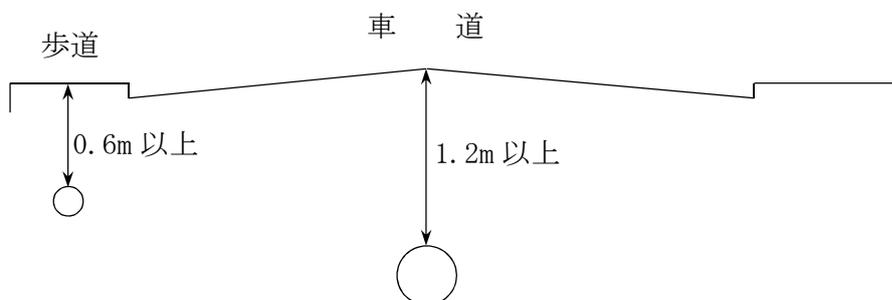
② 排水管路用地

排水管路用地は、排水管等の維持管理に支障のない幅員、構造とする。

③ 排水管の土被り

排水管の土被りは、車道で1.2m以上とし、小道路（4m未満の道路）及び歩道にあつては0.6m以上とすること。

ただし、土被りが3m以上の場合は管の安全に対する計算書を添付すること。また、車道で地形上やむを得ない場合は1.0m以上とし、1.0m以下の場合は輪荷重を考慮して基礎コンクリートを半巻き又は全巻きとすること。



〔管渠基礎工図表〕

R C 1 種 標 準 タ イ プ			
切 土 部		盛 土 部	
土 被	管 基 礎	土 被	管 基 礎
0.6m未満	3 6 0 ° 巻	0.6m未満	3 6 0 ° 巻
0.6m～4.5m	1 8 0 ° 巻	0.6m～2.8m	1 8 0 ° 巻
4.5m以上	3 6 0 ° 巻	4.5m以上	3 6 0 ° 巻

φ = 1.0m 以上については国土交通省標準図を参照のこと。

○道路占用に支障を来すときは別途協議すること。

○地盤の支持力が不足し、不等沈下のおそれのある時はベースコンクリートに鉄筋を入れたり、基礎杭やはしご胴木基礎等にする事。

02-PH-02 (P2-()-()-D())-H12 (管種) (管径) (年産)

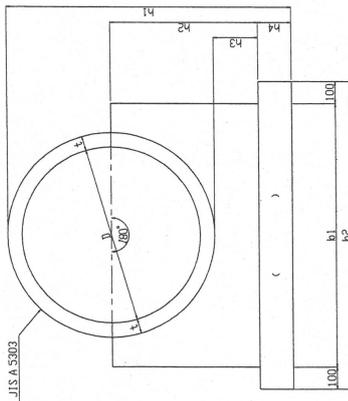
暗きよーパイプカルバート

設計条件

コンクリート設計強度標準値 圧強 $\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$

P2-RC型 (パイプカルバート: 1.80° 固定基礎: 遠心力鉄筋コンクリート管) 寸法および材料表

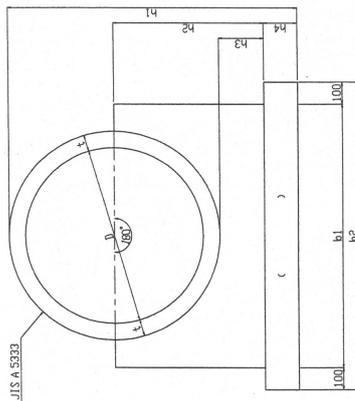
記号	D	寸	寸 (単位:mm)										材			規格									
			t	b1	b2	h1	h2	h3	h4	コンクリート(φ)	型	鉄筋	管	管	管		管								
P2-RC-D200	200	27	300	700	504	230	100	150	0.889	H4	0.889	H4	0.889	H4	0.889	H4	0.889	H4	0.889	H4	0.889	H4	0.889	H4	JIS A 5333
P2-RC-D250	250	28	350	750	556	260	100	150	1.041	H4	1.041	H4	1.041	H4	1.041	H4	1.041	H4	1.041	H4	1.041	H4	1.041	H4	JIS A 5333
P2-RC-D300	300	30	600	800	610	280	100	150	1.171	H4	1.171	H4	1.171	H4	1.171	H4	1.171	H4	1.171	H4	1.171	H4	1.171	H4	JIS A 5333
P2-RC-D350	350	32	650	850	664	310	100	150	1.300	H4	1.300	H4	1.300	H4	1.300	H4	1.300	H4	1.300	H4	1.300	H4	1.300	H4	JIS A 5333
P2-RC-D400	400	35	700	900	770	390	100	150	1.429	H4	1.429	H4	1.429	H4	1.429	H4	1.429	H4	1.429	H4	1.429	H4	1.429	H4	JIS A 5333
P2-RC-D450	450	38	750	950	826	420	100	150	1.558	H4	1.558	H4	1.558	H4	1.558	H4	1.558	H4	1.558	H4	1.558	H4	1.558	H4	JIS A 5333
P2-RC-D500	500	42	800	1000	884	450	100	150	1.688	H4	1.688	H4	1.688	H4	1.688	H4	1.688	H4	1.688	H4	1.688	H4	1.688	H4	JIS A 5333
P2-RC-D600	600	50	900	1100	1000	500	100	150	1.976	H4	1.976	H4	1.976	H4	1.976	H4	1.976	H4	1.976	H4	1.976	H4	1.976	H4	JIS A 5333
P2-RC-D700	700	58	1050	1250	1166	610	200	150	2.174	H4	2.174	H4	2.174	H4	2.174	H4	2.174	H4	2.174	H4	2.174	H4	2.174	H4	JIS A 5333
P2-RC-D800	800	66	1200	1400	1282	670	200	150	2.372	H4	2.372	H4	2.372	H4	2.372	H4	2.372	H4	2.372	H4	2.372	H4	2.372	H4	JIS A 5333
P2-RC-D900	900	75	1350	1550	1400	730	200	150	2.570	H4	2.570	H4	2.570	H4	2.570	H4	2.570	H4	2.570	H4	2.570	H4	2.570	H4	JIS A 5333
P2-RC-D1000	1000	82	1450	1650	1500	790	200	150	2.768	H4	2.768	H4	2.768	H4	2.768	H4	2.768	H4	2.768	H4	2.768	H4	2.768	H4	JIS A 5333
P2-RC-D1100	1100	88	1600	1800	1726	890	250	200	2.966	H4	2.966	H4	2.966	H4	2.966	H4	2.966	H4	2.966	H4	2.966	H4	2.966	H4	JIS A 5333
P2-RC-D1200	1200	95	1750	1950	1840	950	250	200	3.164	H4	3.164	H4	3.164	H4	3.164	H4	3.164	H4	3.164	H4	3.164	H4	3.164	H4	JIS A 5333
P2-RC-D1300	1300	102	1900	2100	2006	1030	250	200	3.362	H4	3.362	H4	3.362	H4	3.362	H4	3.362	H4	3.362	H4	3.362	H4	3.362	H4	JIS A 5333
P2-RC-D1500	1500	112	2100	2300	2174	1130	250	200	3.760	H4	3.760	H4	3.760	H4	3.760	H4	3.760	H4	3.760	H4	3.760	H4	3.760	H4	JIS A 5333
P2-RC-D1600	1600	120	2300	2500	2354	1230	300	200	3.958	H4	3.958	H4	3.958	H4	3.958	H4	3.958	H4	3.958	H4	3.958	H4	3.958	H4	JIS A 5333
P2-RC-D1800	1800	127	2500	2700	2524	1330	300	200	4.356	H4	4.356	H4	4.356	H4	4.356	H4	4.356	H4	4.356	H4	4.356	H4	4.356	H4	JIS A 5333
P2-RC-D2000	2000	143	2800	3000	2770	1450	300	200	4.754	H4	4.754	H4	4.754	H4	4.754	H4	4.754	H4	4.754	H4	4.754	H4	4.754	H4	JIS A 5333



P2-RC 型

P2-PC型 (パイプカルバート: 1.80° 固定基礎: コア式プレストレスコンクリート管) 寸法および材料表

記号	D	寸	寸 (単位:mm)										材			規格									
			t	b1	b2	h1	h2	h3	h4	コンクリート(φ)	型	鉄筋	管	管	管										
P2-PC-D500	500	65	850	1050	930	470	150	150	2.405	H4	2.405	H4	2.405	H4	2.405	H4	2.405	H4	2.405	H4	2.405	H4	2.405	H4	JIS A 5333
P2-PC-D600	600	69	950	1150	1038	360	150	150	2.794	H4	2.794	H4	2.794	H4	2.794	H4	2.794	H4	2.794	H4	2.794	H4	2.794	H4	JIS A 5333
P2-PC-D700	700	71	1050	1250	1136	630	150	150	3.183	H4	3.183	H4	3.183	H4	3.183	H4	3.183	H4	3.183	H4	3.183	H4	3.183	H4	JIS A 5333
P2-PC-D800	800	75	1200	1400	1284	690	150	150	3.572	H4	3.572	H4	3.572	H4	3.572	H4	3.572	H4	3.572	H4	3.572	H4	3.572	H4	JIS A 5333
P2-PC-D900	900	80	1350	1550	1430	750	150	150	3.961	H4	3.961	H4	3.961	H4	3.961	H4	3.961	H4	3.961	H4	3.961	H4	3.961	H4	JIS A 5333
P2-PC-D1000	1000	85	1450	1650	1530	810	150	150	4.350	H4	4.350	H4	4.350	H4	4.350	H4	4.350	H4	4.350	H4	4.350	H4	4.350	H4	JIS A 5333
P2-PC-D1100	1100	90	1600	1800	1700	870	150	150	4.739	H4	4.739	H4	4.739	H4	4.739	H4	4.739	H4	4.739	H4	4.739	H4	4.739	H4	JIS A 5333
P2-PC-D1200	1200	95	1750	1950	1840	930	150	150	5.128	H4	5.128	H4	5.128	H4	5.128	H4	5.128	H4	5.128	H4	5.128	H4	5.128	H4	JIS A 5333
P2-PC-D1300	1300	100	1900	2100	2000	1030	150	150	5.517	H4	5.517	H4	5.517	H4	5.517	H4	5.517	H4	5.517	H4	5.517	H4	5.517	H4	JIS A 5333
P2-PC-D1500	1500	110	2100	2300	2170	1120	150	150	5.906	H4	5.906	H4	5.906	H4	5.906	H4	5.906	H4	5.906	H4	5.906	H4	5.906	H4	JIS A 5333
P2-PC-D1600	1600	120	2300	2500	2390	1230	150	150	6.295	H4	6.295	H4	6.295	H4	6.295	H4	6.295	H4	6.295	H4	6.295	H4	6.295	H4	JIS A 5333
P2-PC-D1800	1800	125	2500	2700	2550	1330	150	150	6.684	H4	6.684	H4	6.684	H4	6.684	H4	6.684	H4	6.684	H4	6.684	H4	6.684	H4	JIS A 5333
P2-PC-D2000	2000	135	2800	3000	2770	1450	150	150	7.073	H4	7.073	H4	7.073	H4	7.073	H4	7.073	H4	7.073	H4	7.073	H4	7.073	H4	JIS A 5333



P2-PC 型

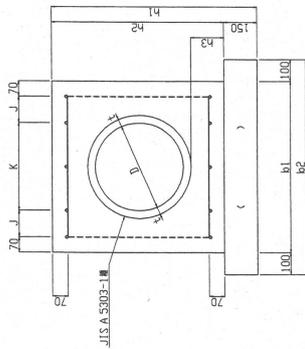
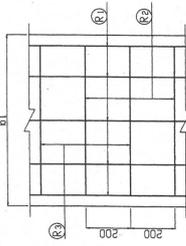
注意事項

1. タイトル () 内に管種を記入すること。例えば遠心力鉄筋コンクリート管の第2種を使用する場合はRC-2とする。
2. 基礎材の使用材料を固中 () 内に明記すること。
3. 型枠面積は、基礎コンクリート側面のみ計上した。
4. 管本数の計算に用いた材質表は、遠心力鉄筋コンクリート管の場合、管径 D200~550を200mm、D400~1350を240mm、D1500~2000を230mmとし、コア式プレストレスコンクリート管の場合は400mmとした。
5. 継手形式は、別途考慮すること。
6. 弁口、社口の構造を十分検討すること。

02-PH-03 (P () -D ()) -H12
(型) (径) (制定年度)

設計条件
コンクリート設計標準強度 基準値 $\sigma_{ck}=18N/mm^2$
規格番号 S03.45

P3型



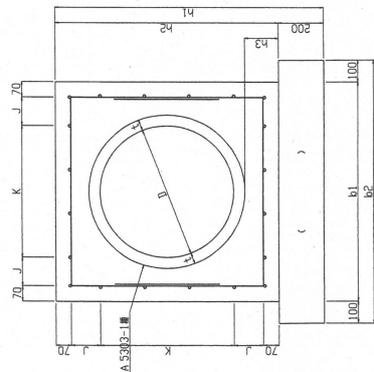
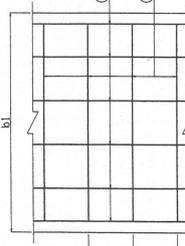
P3型(パイプカルバート:360・固定基礎)寸法および材料表

記号	寸				系 (単位:mm)				材				規格	
	t	b1	b2	h1	H2	H3	J	K	コンクリート	型	材	系 (10mあたり)		規格
P3-D200	20	27	460	660	610	460	100	—	300C-2X16D	1.609	5.200	6.600	5.0	JIS A 5303 鉄筋コンクリート管 (1層)を巻用
P3-D250	20	28	520	720	520	100	—	300C-2X19D	1.969	10.400	7.200	3.0	JIS A 5303 鉄筋コンクリート管 (1層)を巻用	
P3-D300	30	30	560	760	560	100	—	420C-2X21D	2.118	11.200	7.600	3.0	JIS A 5303 鉄筋コンクリート管 (1層)を巻用	
P3-D350	35	32	680	880	770	620	140	200	2.498	12.400	8.200	3.0	JIS A 5303 鉄筋コンクリート管 (1層)を巻用	
P3-D400	40	35	780	980	930	780	150	120	4.00C-2X20D	4.349	13.600	8.400	4.1	JIS A 5303 鉄筋コンクリート管 (1層)を巻用
P3-D450	45	38	840	1040	990	840	150	130	4.00C-2X20D	4.883	16.800	10.400	4.1	JIS A 5303 鉄筋コンクリート管 (1層)を巻用
P3-D500	50	42	900	1100	1050	900	150	180	4.00C-2X20D	5.421	18.000	11.000	4.1	JIS A 5303 鉄筋コンクリート管 (1層)を巻用

P3型 鉄筋材料表

記号	断面方向		系		材		規格		材		規格		
	本数	単位長さ(kg/m)	径(mm)	間隔(mm)	本数	単位長さ(kg/m)	径(mm)	間隔(mm)	本数	単位長さ(kg/m)	径(mm)	間隔(mm)	
P3-D200	D13	6	0.995	5.970	D13	5	320	0.995	1.952	D13	5	1110	0.995
P3-D250	D13	6	0.995	5.970	D13	5	380	0.995	1.693	D13	5	1230	0.995
P3-D300	D13	6	0.995	5.970	D13	5	420	0.995	2.292	D13	5	1430	0.995
P3-D350	D13	8	0.995	7.960	D13	5	480	0.995	2.292	D13	5	1750	0.995
P3-D400	D13	10	0.995	8.950	D13	5	620	0.995	3.484	D13	5	1870	0.995
P3-D450	D13	10	0.995	8.950	D13	5	700	0.995	3.781	D13	5	1990	0.995
P3-D500	D16	10	1.36	13.600	D13	5	760	0.995	3.781	D13	5	1990	0.995

P4型



P4型(パイプカルバート:360・固定基礎)寸法および材料表

記号	寸				系 (単位:mm)				材				規格	
	t	b1	b2	h1	H2	H3	J	K	コンクリート	型	材	系 (10mあたり)		規格
P4-D600	600	30	1000	1200	1200	1000	1000	150	130	600C-3X20D	6.152	20.000	12.000	4.1
P4-D700	700	38	1220	1420	1420	1220	200	140	800C-4X20D	9.654	24.400	14.200	4.1	
P4-D800	800	66	1340	1540	1540	1340	200	—	1200C-6X20D	11.134	26.800	15.400	4.1	
P4-D900	900	75	1460	1660	1660	1460	200	160	1000C-5X20D	12.657	29.200	16.600	4.1	
P4-D1000	1000	82	1580	1780	1780	1580	200	120	1200C-6X20D	14.323	31.600	17.800	4.1	

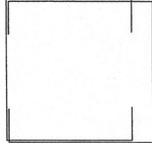
P4型 鉄筋材料表

記号	断面方向		系		材		規格		材		規格	
	本数	単位長さ(kg/m)	径(mm)	間隔(mm)	本数	単位長さ(kg/m)	径(mm)	間隔(mm)	本数	単位長さ(kg/m)	径(mm)	間隔(mm)
P4-D600	D13	20	0.995	19.900	D13	10	2190	0.995	21.791	D13	10	41.691
P4-D700	D13	24	0.995	23.880	D13	10	2630	0.995	26.169	D13	10	50.049
P4-D800	D16	24	1.56	37.440	D13	10	2870	0.995	28.557	D13	10	65.997
P4-D900	D16	28	1.56	43.680	D13	10	3110	0.995	30.945	D13	10	74.625
P4-D1000	D16	32	1.56	49.920	D13	10	3350	0.995	33.333	D13	10	83.253

P3型(D400以上)およびP4型 鉄筋組立図



P3型(D350以下) 鉄筋組立図

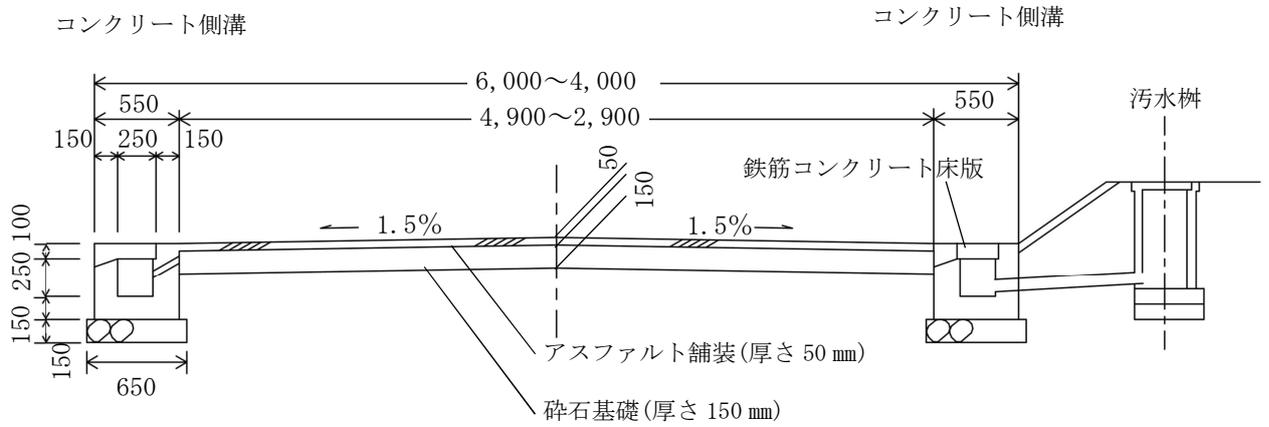


注意事項

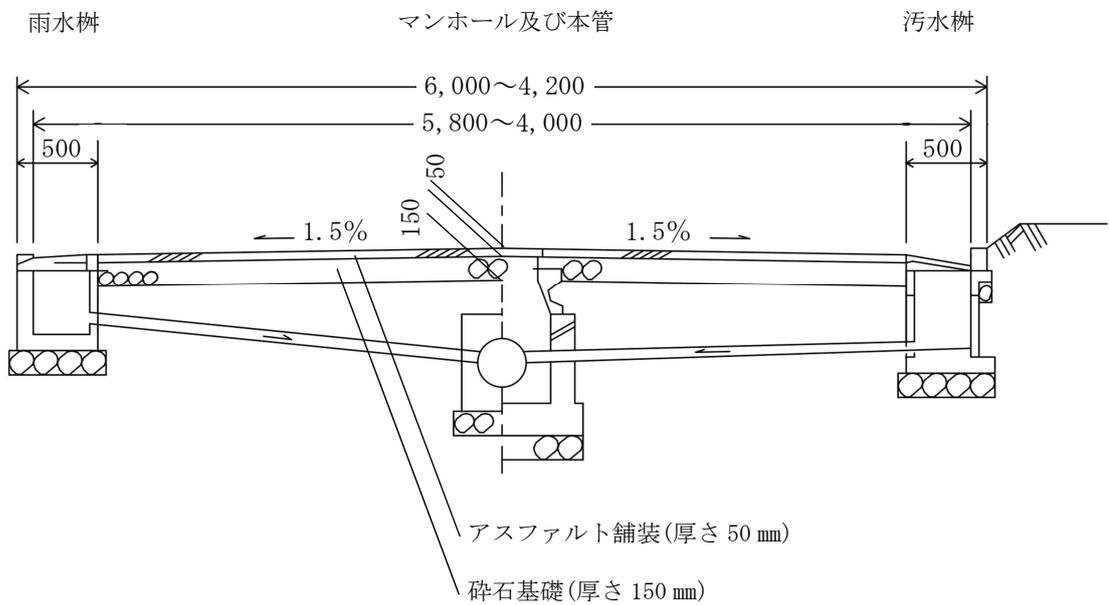
1. 使用管種はJIS A 5303鉄筋コンクリート管外圧管種 1層を巻用とする。
2. 基礎材の使用材料を图中()内に明記すること。
3. 型枠面側は、基礎コンクリート側面への分針上した。
4. 管本家の計算に用いた仕様表は、管径D200~350を200mm、D400~1000mmを400mmとした。
5. 継手形式は、別途考慮すること。
6. 各口、各口の構造を十分検討すること。

5. 道路横断面図

① 側溝排水（合流式）構造図



② 管渠排水（合流式）構造図

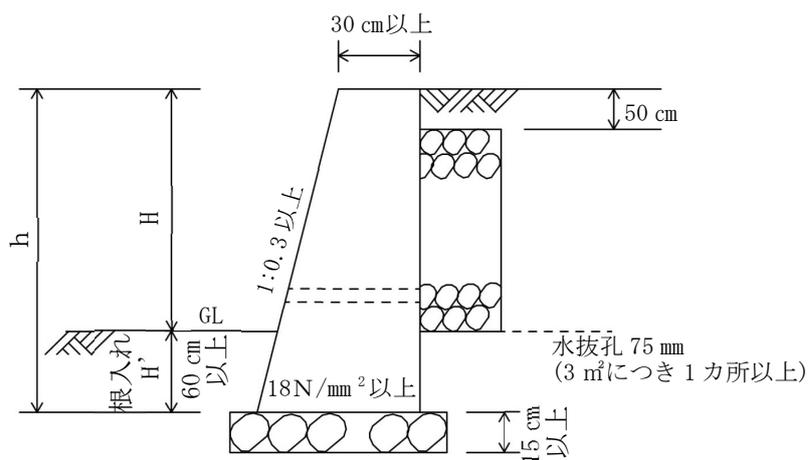


6. 擁 壁

(1) 重力式擁壁工

- ① 重力式擁壁を採用するときは基礎地盤の地耐力を十分調査すること。
 - ② 重力式擁壁で GL より $H=1\text{m}$ 以内は天端幅 20 cm 以上とすることができる。
 - ③ 裏礫は練積み造と同様とする。
 - ④ 根入れ高さは H' 60 cm 以上、又は $h/3$ で最低は 30 cm 以上とする。
- ※各種の擁壁、前面に水路がある場合は水路敷より根入れ高さ (H') とする。

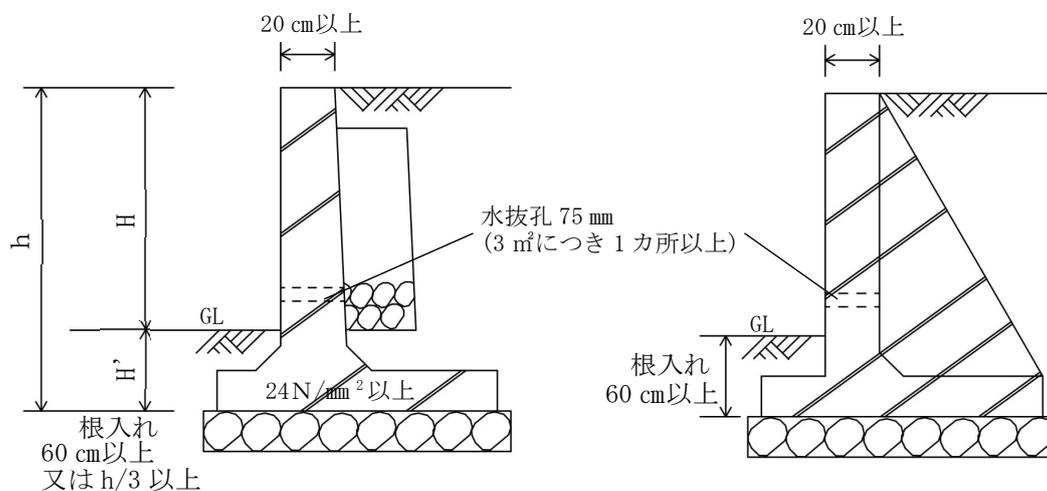
重力式擁壁標準図 ($H=2,000\text{m}$ 以下の場合)



(2) 鉄筋コンクリート式擁壁工

- ① 鉄筋コンクリート擁壁の天端幅は 20 cm 以上とする。
- ② コンクリートの強度は、材令 28 日における圧縮強度は $24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。

鉄筋コンクリート擁壁図



(3) 擁壁を設置しないがけ面の保護

がけ面で擁壁で覆われる場合を除き、下記工法によりがけ面の風化、その他の浸食に対して保護しなければならない。

《 法 覆 工 法 》

切 土	盛 土
張 芝 工	筋 芝 工
植 生 盤 工	筋 芝 編 棚 枠 工
種 子 吹 付 け 植 生 工	
コンクリートブロック張工	
石 張 工	
法 枠 ブ ロ ッ ク 工	
モ ル タ ル 吹 付 工	厚 5 cm以上、水抜管φ20 mm以上ネット#14 以上 (必要に応じ)

申請方法

(1) 位置の指定の申請

1. 申請者

申請者は、当該道路を築造しようとする者が2人以上の時は、その代表者を定めて申請すること。

2. 建築物の敷地

指定を受けようとする土地の建築物の敷地（宅地数）は、3区画以上とすること。ただし、2区画以下とする特段の理由がある場合は、事前に建築指導課に協議すること。

3. 申請書類

申請書類は、正本1通、副本1通提出すること。

4. 設計図書

図面は、縮尺により正確かつ構造が詳細に判断できるものであること。

5. 指定道路の維持管理者

申請者は、道路位置指定を受ける道路の維持管理者を定め、常に良好な状態に道路の維持管理をしなければならない。管理者に変更が生じた場合、速やかに管理者の変更を届けること。

6. 築造承認通知

建築指導課は、申請書の内容を審査し、指定基準に適合していると認めたときは、築造承認通知書を、申請者に交付する。

7. 工事の着工時期

申請者は、築造承認通知書の交付を受けた後、指定道路及び指定道路に関する工事に着工するものとする。

8. 設計変更

申請者は、築造承認道路の設計に変更が生じるとき、設計変更願いと、変更前および変更後の図面を添付し、提出すること。

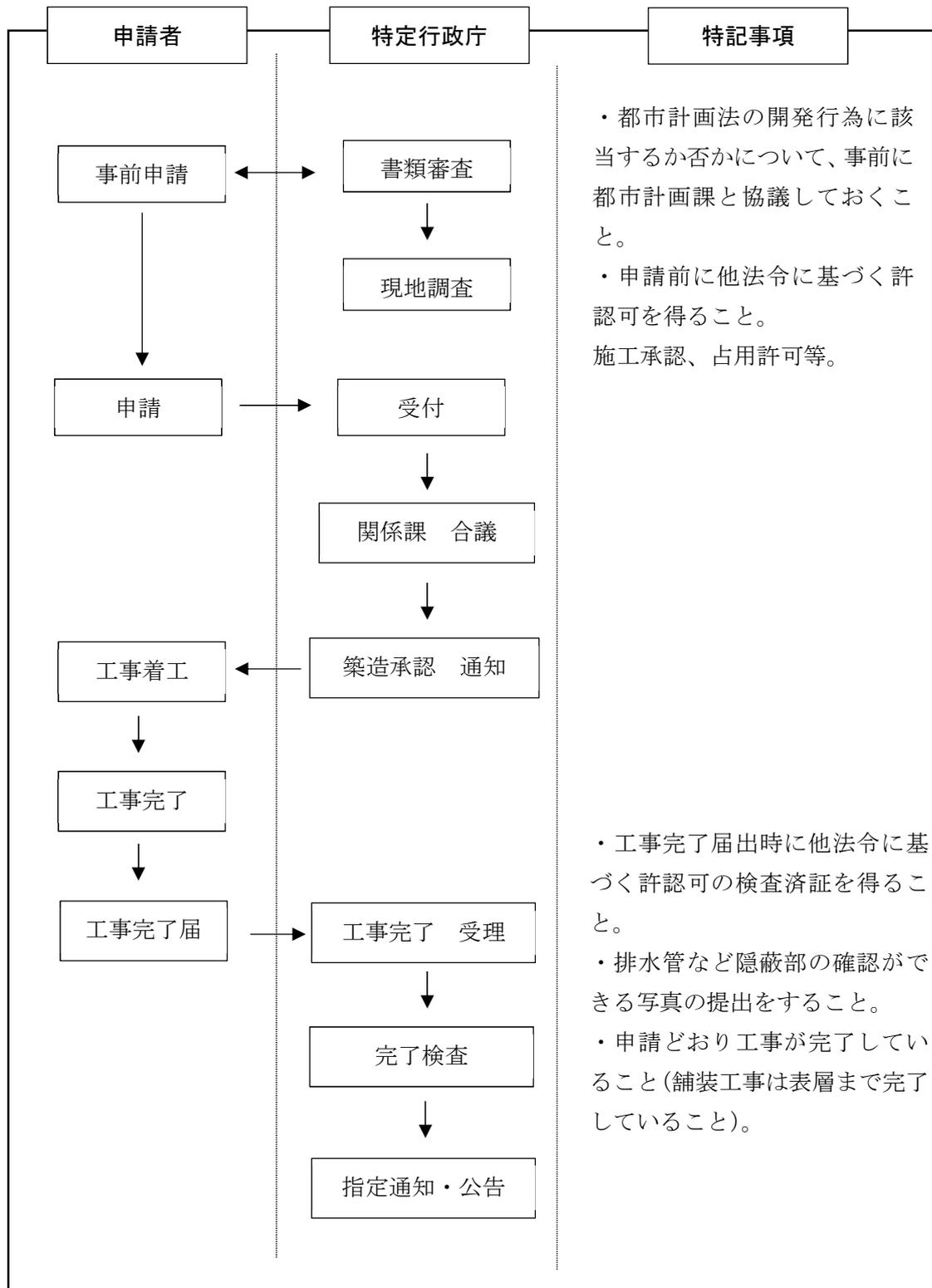
9. 完了届

申請者は、道路の築造工事が完了したときは、工事完了届に築造承認通知書（写）、位置図（1/2,500～1/5,000、4部）、造成計画平面図（4部）、排水計画図（4部）、および各許認可の検査済証（写）、完成写真及び隠蔽部（排水管など）の施工写真を添付し、検査を受けること。

10. 指定及び公告

特定行政庁は、検査報告に基づき、指定及び公告をして、指定通知書（副本）を、申請者に交付する。

(2) 申請フロー



(3) 申請添付書類

1. 委 任 状
2. 維持管理誓約書
3. 設 計 説 明 書
4. 都 市 計 画 図 写 し
5. 住 宅 地 図 等 写 し
6. 公 図 写 し
7. 隣接地所有者一覧者
8. 登 記 事 項 証 明 書
9. 各 権 利 者 の 承 諾 書
10. 現 況 図 及 び 現 況 写 真 (1/200～1/300)
11. 造 成 計 画 図 (1/200～1/300)
12. 排 水 及 び 土 地 利 用 計 画 図 (1/200～1/500)
13. 道 路 断 面 構 造 図 及 び 排 水 縦 断 図 (1/20～1/50)
14. 求 積 図 (1/200～1/300)
15. そ の 他 必 要 添 付 書 類

	必要書類	添付書類・表示方法等
1	道路の位置指定申請書(別記様式第14号)	・申請書正、申請書副
2	委任状	・代理人に申請手続きを委任する場合は、委任状に必要事項を記入すること。 ・行政書士等の資格を有することを証する書類を添付すること。
3	維持管理誓約書	・申請にかかる敷地及び付帯構造物件に対し、今後の維持管理について誓約する(印鑑証明3ヶ月以内添付)。 ・管理者に変更が生じた場合、速やかに管理者の変更届を提出し管理誓約する。
4	設計説明書	・設計方針、土地の現況、利用計画、その他必要事項を記入する。
5	都市計画図写し(1/2500)	・指定道路の位置の明記(赤色)。 ・排水先までの排水経路の明記。
6	住宅地図等写し	・接続道路から主要幹線道路までの接続経路(緑色)、及び接続道路の種別の明記。
7	公図写し	・法務局写し取り年月日(3ヶ月以内)責任者名捺印 ・指定道路及び造成区域の明記(赤色)。 ・地目、地名、地番界。 ・水路(水色)及び里道・道路(茶色)の明記。
8	隣接土地所有者一覧表	・造成区域に隣接する土地の権利者名。
9	登記事項証明書	・造成区域の登記事項証明書。 ・接続道路の登記事項証明書(3ヶ月以内)(接続道路が公道の場合は不要) ・農地の場合は、農地転用の許可書の写し又は、農地転用の受理証明書。
10	各権利者の承諾書	・道路及び敷地となる土地の各権利者(所有者及び抵当権者等)の承諾書(印鑑証明3ヶ月以内添付)。 ・申請する指定道路に直接接続する既存指定道路、開発道路又は私道の道路権利者(所有者及び抵当権者等)の接続の承諾書。既存指定道路を通行する場合は、道路権利者(所有者及び抵当権者等)の通行の承諾書。(いずれの承諾書も印鑑証明3ヶ月以内添付)。 ・排水先の承諾書。 ・申請地内に建築物がある場合は家屋の登記事項証明書(3ヶ月)、及び所有者の承諾書(印鑑証明3ヶ月以内添付)。

11	現況図及び現況写真 (1/200～1/300)	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位。 ・地目、地番、地番界。 ・公共用地の位置（水路、里道、農道）。 ・接続道路の公道、私道の種別、位置、幅員（既存指定道路等に接続又は、隣接地に指定道路等を有する場合は、指定年月日、番号記入）。
12	造成計画図 (1/200～1/300)	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位。 ・地目、地番、地番界。 ・公共用地の位置（水路、里道、農道）。 ・延長、幅員、隅切り、転回広場等の寸法。 ・接続道路の公道、私道の種別、位置、幅員（既存指定道路等に接続又は、隣接地に指定道路等を有する場合は、指定年月日、番号記入）。 ・がけ又は、擁壁の位置形状。 ・土地の高低、その他形状特記すべき事項。 <p>※（小規模の場合、排水及び土地利用計画図と兼ねてよい）</p>
13	排水及び土地利用計画図 (1/200～1/500)	<ul style="list-style-type: none"> ・排水経路及び流水方向。 ・雨水、汚水マスの位置、構造等。 ・造成地の敷地の区画割。 ・流量計算書。
14	給水計画図 (1/200～1/500)	<ul style="list-style-type: none"> ・給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置。 <p>※ 13の図面にまとめて図示してもよい。</p>
15	道路断面構造図及び排水(雨水・汚水)縦断面図 (1/20～1/50)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝の位置、形状、幅員、寸法。 ・橋梁、擁壁、雨水及び汚水柵等構造詳細図。 ・管渠、暗渠、溝蓋の構造。 ・隣接する敷地との高低差。
16	求積図 (1/200～1/300)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路面積 ・隅切り、転回広場、道路後退面積。 ・造成区域の宅地及び排水管路用地面積。
17	その他必要添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地（道路、水路、里道）と接続する場合は、管理者の境界確認書、取付工事許可書又は占用許可書を添付すること。 ・水路敷を占用する場合は、水利管理者の営造物設置許可書、土地所有者の工事許可書を添付すること。 ・既存位置指定道路又は開発道路に接続又は通行する場合は、開発検査済書又は道路位置指定通知書の写し及び既存道路部分の登記事項証明書（3ヶ月以内）を添付すること。 ・宅地造成等規制区域における許可を要する場合は、規制法の許可

		<p>書（写）を添付し、指定時には検査済証（写）を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等規制区域外における工作物（擁壁高さ 2m以上）の確認申請必要な場合は、工作物通知書（写）を添付すること。指定時には検査済証（写）を添付すること。 ・都市計画街路に抵触している場合は、都市計画街路証明書を添付し、平面計画図にその位置を記入すること。 ・他法令に基づく許認可の必要なときは、許認可書を添付すること。指定時には（各許認可書で検査受けを要するもの）検査済証（写）を添付すること。 ・造成区域が 2 以上の用途地域にわたる場合は、用途界の線入図を添付すること。 ・指定道路の設置により、既存建築物に高さ制限が生じる場合は、道路斜線の検討書類を添付すること。 ・必要に応じて、都市計画法第 29 条第 1 項の開発不要証明書（都市計画課）の添付を求める場合があります。 ・地元自治会に工事に関する説明（工事内容、工期、ごみ集積場など）を行ったことがわかる書類を添付すること。 <p>※新たにごみ集積場を設置する場合は、市担当部局と協議が必要です。</p>
--	--	--

(4) 道路位置指定の変更又は廃止

1. 指定を受けた道路の変更又は廃止は、法第 43 条の規定及び県条令、市細則に違反することなく、かつ指定を受けた道路の各権利者の承諾書（印鑑証明添付）及び道路に接する各権利者の承諾書を添付すること。（印鑑証明添付）
2. 指定道路の幅員の一部だけの変更は原則として認めない。
3. 指定を受けた通り抜けの道路の廃止は原則として認めない。
4. その他特定行政庁が、支障がないと認められる以外は、廃止を制限する。

様式

設 計 説 明 書

宅地造成区域（工区）の名称				申請者 氏 名				
予定戸数		戸	計画人口	人	人口密度	人/ha		
設計 の方針	目 的							
	方 針							
地域地区等	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域	用途地域等						
	宅地造成等 規制区域	内 外 そ の 他						
土 地 の 現 況	地 目	区 分	宅 地	農 地	山 林	国 有 地	そ の 他	合 計
		面 積 (m ²)						
		比 率						100%
	所 有 者 別	区 分	自 己 所 有	買 収 予 定	地 主 還 元	そ の 他	合 計	
		面 積 (m ²)						
		比 率					100%	
土 地 の 地 用 計 画	区 分	一 般 宅 地	公 益 施 設	公 園 等	道 路	そ の 他	合 計	
	面 積 (m ²)							
	比 率						100%	
公 益 施 設 の 整 備 計 画	種 類	計 画 概 要						管 理 予 定 者
	道 路	幅員	全長	勾配	路面			
	排 水 施 設	方 法	構 造					
		放流先	管 理 者					
	給 水 施 設							
	ガ ス 供 給 施 設							
	公 園、緑地、広場							
	消 防 施 設							
公 益 的 施 設								
そ の 他								

承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定について、この図書記載のとおり、土地所有者（又は権利者）として異議なく承諾いたします。					
道路の幅員		m	道路の総延長		m
			道路の面積		㎡
申請者住所氏名					
承 諾 年 月 日	関係土地の地名、地番	面 積	権 利 の 種 類	土地所有者（又は権利者） 住 所 、 氏 名	⑩

- (注 意) 1. 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又は土地内の工作物等について該当する権利（所有権、借地権等）を記入すること。
2. 承諾書の印鑑証明書を添付すること。

和 第 号
年 月 日

様

和 歌 山 市
建 築 指 導 課 長

指 定 道 路 築 造 承 認 通 知

年 月 日付けで申請のありました下記の申請に係る道路については、指定基準に適合しているのので、申請書どおり築造してください。なお工事が完了したときは、速やかに工事完了届を市長あてに提出して下さい。これにより現地確認を行い築造が申請書通り完了していると認められたときは指定いたします。

記

申 請 道 路	地名・地番	和歌山市			
	幅 員	m	m	m	
	延 長	m	m	m	総延長 m

工 事 完 了 届

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者住所

氏名

年 月 日付けで、築造承認された道路（私道）を下記のとおり築造したので届け出ます。

記

築造承認番号	和 第 号				
承認年月日	年 月 日				
工事完了年月日	年 月 日				
申請道路	地名・地番	和歌山市			
	幅 員	m	m	m	
	延 長	m	m	m	総延長 m

○ 添付書類

- ① 位置図（4部）
- ② 造成計画図（4部）
- ③ 排水計画図（4部）
- ④ 築造承認通知書（写）
- ⑤ 各許可の検査済証（写）
- ⑥ 完成写真

管 理 者 変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付で、位置指定された道路について、次のとおり管理者を変更したので届け出ます。

指定日	年 月 日	指定番号	
地名・地番			
管理者 (変更後)	(住 所)		
	(氏 名)		
管理者 (変更前)	(住 所)		
	(氏 名)		

変更理由

(注 意) 道路の維持管理誓約書及び印鑑証明書を添付すること。